

令和 4 年 3 月 29 日

運動部活動の地域移行に関する検討会議

座長 友添 秀則先生

第 5 回会議の議題に関する意見書

末冨 芳

日本大学文理学部教授

中央教育審議会初等中等教育分科会教育課程部会臨時委員

内閣府子供の貧困対策に関する有識者会議構成員

1. 学習指導要領について

(1) 学習指導要領総則からの部活動の記載の削除について

第 2 回検討会議への意見書の中で、私は「社会教育として部活動を地域移行する際に必要なのは、学習指導要領総則での規定の整理もしくは記載取りやめ」をすることの必要性を指摘しましたが、今回の意見書では、より明確な主張を申し述べます。

次期改訂時に学習指導要領総則から部活動に関する記載を削除し、それまでの間は資料 1 に示される対応策「部活動は生徒の自主的・自発的な参加により行われるものであり、生徒の意思に反して強制的に加入させることは部活動の趣旨に合致せず不適當であること」に加え「令和 4 年度からただちに部活動の強制的な加入を改めること」を追記すべきです。生徒への部活動加入の強制は生徒の自主性・自立性を尊重しないだけでなく、部活加入を望まない生徒に対しては苦痛をもたらす人権侵害行為であり、学校教育活動として許されないことです。

中学校での部活動は生徒の放課後を充実させ成長に貢献してきた素晴らしい功績と同時に、強制加入ルールや次に述べる高校入試での得点化等により、生徒が放課後の時間をどのように過ごすかの自己決定権を奪ってきた側面があることは看過し得ない事実です。

たとえば部活動の強制加入は、幼少期からの習い事やスポーツのキャリアをやむを得ず断念した生徒や、勉学や自主的自発的活動に勤しみたくてもその時間が部活動によって確保できない生徒にとっては、不利益を発生させてきた実態もあります。

また第 2 回会議で青木栄一東北大学教授も指摘されていましたが、教員の長時間労働に依存してきた学校部活動は持続可能ではなく、教員のアンペイドワークが民業を圧迫しているという構造的課題があります。

学習指導要領総則への記載によって、部活動を学校の教育課程としての活動であるかのように誤認する教育公務員が少なからず存在し、学校部活動の必置や生徒への強制加入、教員の長時間労働など、不適切な運用が行われる根拠とされてしまっています。歴史的経緯はありながらも、生徒にとっても教員にとっても持続可能な学校教育活動や、教員の働き方改革の観点からも、もはや学習指導要領総則への部活動の記載は不要であり、一刻も早く削除すべき段階に至っています。

(2)中学生の主体的な学習の時間の確保、バランスの取れた生活の重要性

また現行学習指導要領では、主体的対話的で深い学びが重視され、総合的な学習の時間において「探究的な学習の過程の一層の重視」や、教科横断型の資質能力の育成、「探究的な見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す」とされています。

総合的な学習の時間だけでなく、各教科での探究型の学びや、授業だけでなく授業時間外・放課後も含めた生徒の主体的な学習活動も重視されるカリキュラム編成に中学校も移行しつつあります。GIGA スクール政策の推進による生徒 1 人 1 台端末や、ICT 活用は、中学校の教育活動、中学生の学習活動の質も高め、学習活動や教員の指導・評価もより高次の観点から行うことが可能になっています。

中学校教育活動のこうした進化を考えたとき、生徒の放課後の貴重な時間を、主体的な学習活動に費やすための時間を確保することも必須であり、学校の部活動に放課後や休日を含めた長い時間をいたずらに費消させることは、生徒自身の学習者としての成長の機会を奪うことに、これまで以上に留意する必要があります。

このような中学校の学校教育活動の進化、中学生が義務教育を通じて身に着けるべき資質能力の育成に必要な、主体的な学習活動に取り組む時間の確保については、地域スポーツクラブや、各競技団体におかれても、共有していただく必要がございます。

中学生が心身ともに健康な国家及び社会の形成者として成長するためにバランスの取れた運動部活動・スポーツ活動の時間、学習時間、睡眠時間や休養の時間が確保されるべきことは、競技団体やスポーツ庁を通じて、保護者、教職員、部活指導員、地域スポーツクラブおよび民間事業者等含め、生徒に関わる大人が必ず共有するルールにしていきたいと存じます。

生涯学習時代に、子供として学習者として、また国家及び社会の形成者として、重要な成長段階にある中学生が放課後休日のバランスの取れた生活を過ごすことの重要性は、第 4 期教育振興基本計画や、中央教育審議会初等中等教育分科会・生涯学習分科会においての整理や方針整備の対象となりうる重要な事項でもあります。

2.高校入試について

(1)高校入試改革・調査書改革の必要性

資料 2 にある通り、高校入試で生徒を多面的に評価することは重要です。しかし、そこで学校部活動の経歴のみを活用すること、その活用の方策が「簡略な学校部活動等の活動歴や大会成績だけの記述」にとどまることにより、中学校教員が生徒が高校入試で不利にならないためにもと考え、生徒に部活動加入が強制され、教員も部活動に従事せざるを得ない構造的課題を発生させてしまっています。

こうした構造的課題が改善されるべきことについては、中学生委員も活動する団体である日本若者協議会も、「高校入試において調査書（内申書）に記載のある部活動の実績を特に加点して」（平成 29 年度文部科学省調査）いることが把握されている 2 つの県教育委員会に対し要望書を提出しています（別紙 1）。

資料 2 には「調査書に学校部活動等について記載する際には、単に活動歴や大会成績だけでなく、活動からうかがうことのできる生徒の長所、個性や意欲、能力（例えば、自ら取り組もうとする意欲や態度、責任感、協調性など）に言及するなど、記載を工夫することが必要ではないか。」という提案がありますが、部活動顧問や担任である教員の負担が重くなるばかりであり、また教員と生徒・保護者の関係が良好ではない場合に、生徒側が不当な記載がされるのではないかという不安・不信を持つリスクを常に発生させることになります。

たとえば令和 5 年度から広島県立高等学校の入試で予定されているように、調査書は教育課程での評価にとどめ、「特別活動の記録や、スポーツ・文化・ボランティア活動等の記録などは、調査書に記載しないこととし」、生徒自身の自己表現を入試に採用するなどの高校入試改革への取り組みが広がることも期待されます（別紙 2・別紙 3）。

広島県立高等学校での自己表現とは「自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や、高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で、自分らしく、伸び伸びと表現」することを主眼としており、部活動や地域スポーツクラブでの活動もちろんその対象となります。趣味やならいごと、中学校の授業や自主的自律的に取り組んできた学習活動も表現の対象となり、部活動に偏重せず、生徒自身を尊重した多面的な評価が可能になります。

生徒が自立した学習者・社会人として成長していくためにも、教員の書く調査書に依存するのではなく、生徒自身が自分自身の活動を振り返り、自己を認識する力を養い、高校入試という場でそれを表現する力を養うことは重要です。

自己表現が高校入試の多面的な評価で活用されることになれば、中学校教員は進路指導やキャリア教育として、学校教育活動の中で、生徒の自己表現の力を伸長させることになります。これまで調査書作成や部活動に費やしていた時間を、生徒自身の資質能力の向上に振り向けることができます。

(2)生徒の主体的・継続的なスポーツ活動のための活動履歴（アクティビティ・ログ）の活用的重要性

将来的には、高校入試における多面的評価や中学校教育・高等学校教育の接続において、生徒自身が学校内外で学習活動やスポーツ活動・文化活動・体験的活動やボランティア活動、社会教育活動、自主的自律的な活動に関する活動履歴（アクティビティ・ログ）を蓄積し、活用できる体制も推進していくことが必要だと考えます。

児童生徒の個人情報保護ルールの整備と遵守が前提となります。すでに私自身が子どもの貧困対策分野でのデータ利活用にも関わる専門家として、デジタル庁・文部科学省・内閣府に早急なルール整備を要求しています。

アクティビティ・ログについては部活動・地域スポーツクラブでの活動の場合には、生徒の活動や成長を生徒自身や指導者が記録することで、トレーニングのメニューを生徒自身で考えたり、計画的な活動を行ったり、高校入学後での目標を立てやすくなるというメリットがあります。

またマイナースポーツでの活動も評価されやすくなり、障害を持つ生徒の地域でのスポーツ活動についても生徒・保護者や指導者・専門家が記録を共有することで中学校在学中のより良い活動につながったり、高校進学時や進学・転居時にその地域での地域スポーツクラブ活動での活動に活用できるなどの利点があると考えます。

もちろん日常的なアクティビティ・ログは簡略なものであり、生徒・指導者に負担をかけるものである必要はありません。

しかしそれを蓄積し、生徒自身が活用することは、生徒自身の自己理解を深めたり、指導者と共有し主体的に活動するメリットとともに、生徒が同意してデータ提供した場合に高校段階での学校内外の活動の場において生徒理解を促進していく利点もあることも指摘しておきます。

3.中学校等の教員採用選考・人事配置について

(1)能力の高い中学校教員志願者の確保のために

私自身が大学で教員養成に従事していることもあり、部活動やそれに起因する平日休日を問わない長時間労働が、優秀な教員免許保有者が教員採用試験を受験しない主要因であることは確信しております。

現在、文部科学省総合教育政策局教員人材政策課の委託研究として、教員養成系大学の

学生に対する調査が行われているところであり、データにもとづき、部活動やそれに起因する長時間労働を懸念した学生が中学校教員を志望しない実態の解明が急がれる必要があります。

資料 3 に述べられる通り中学校教員採用選考においては「部活動指導に係る意欲や能力等を評価することを見直す必要がある」(p.2)ことは言うまでもありません。

学習指導要領改訂や GIGA スクール政策により、中学校の教授学習活動も進化の途上にあることは前述したとおりです。教員が生徒に課す家庭学習課題も、単なる知識習得ではなく、探究や分析、考察を深め、それを表現していくような主体的で深い学習活動に進化しつつあります。1 人 1 台端末と家庭での通信環境支援や、必要な生徒への学べる居場所や学習支援の保障があれば、すべての生徒が、個別最適な学びを進めていくことができる段階にすでにわれわれは到達しています。

教員に求められる教授者としての資質能力も、変化しつつある中で、部活動の指導能力を重視するのではなく、生徒の個別最適な学びや協働的な学びを充実し、丁寧な評価・指導を通じて 1 人 1 人の成長を支えられる教員の資質能力こそを評価すべきです。

(2)新規採用教員を部活動に従事させず資質能力育成を優先させるルール必要性について

いっぽうで、自治体によっては、部活指導員や地域人材確保の難しさから当面やむを得ず教員が部活動を担当する場合もあり、にわかに部活指導を選考基準から除外することを任命権者たる都道府県・政令市教育委員会がためらう実態もあることは避けられないでしょう。

この場合には、試用期間である新規採用教員を部活動に従事させないなどのルール整備を任命権者・設置者で行っていただく必要があると考えます。

新規採用教員こそ、部活動ではなく教授学習活動に関する資質能力をもっとも伸ばさなければならない存在です。初任者研修や、学校内研修、授業準備や評価のための十分な時間の確保、先輩教職員からの同僚性協働性にもとづく丁寧であたたかい指導が若手教員の資質能力の伸長や離職防止にとって重要であることは、すでに国内研究においてエビデンスが示されています(露口健司,2020,「若年層教員のキャリア発達における信頼効果」『愛媛大学教育学部紀要』第 67 巻,pp.133-154)。

(3)介護育児に従事するケアワーカー教員の部活顧問の禁止ルール

あわせて、介護育児に従事するケアワーカーの教員に、希望しない運動部活動を無理に担当させることも禁止するガイドラインをスポーツ庁文部科学省には示していただき、都道府県市区町村教育委員会に徹底して指導いただきたく存じます。

その際、女性教員だけでなく男性教員もまた現代社会ではケアワーカーとなっていることと明記し、働き方改革における性差別もゼロにしなければなりません。

生徒が日々接する教員の多くが長時間労働で過労死ラインにあります。幼い子供や疾患や障害を抱える家族、介護が必要な高齢者を世話しなければならないのに、学校長がそれを許さず、さらに部活も担当させられる実態は、公教育として看過しうるものではありません。先生が疲れていて忙しいので生徒が話かけることすらためらうような学校の労働環境には、負の教育的効果しかありません。

ケアワーカーのワークライフバランスの確保は、働き方改革の中でも最優先に実現されるべき事項であり、希望しないケアワーカー教員に部活顧問を強制した場合には校長を懲戒の対象とするなど、実効性のあるルールの整備が求められます。

4.達成時期について

令和5年度から3年間を集中改革期間とすることには、大いに賛成いたします。

前提として、地域スポーツクラブ設置・運営や部活指導員に要する予算・財源、そして家計への放課後活動補助を予算・財源を国として十分に確保いただき、教員も生徒・保護者も安心して放課後活動を地域の社会教育活動やスポーツクラブに移行できる条件が、どの自治体でも実現される必要があります。

集中改革期間以降も、地域スポーツクラブへの移行状況、部活指導員の雇用状況、教員の部活動の担当状況などを、毎年調査し、自治体単位の状況は公表し、取り組みの進まない都道府県市区町村に対し、引き続き指導助言を行っていく必要があります。

全設置者において、教員がのぞまぬ部活動を担当しない状況になるまで、調査と指導助言は継続される必要があります。

毎年調査については、全国学力・学習状況調査の学校調査に運動部活動地域移行の状況に関する調査を組み込む等の学校に負担の少ない方式で、学校長回答を義務付ける必要があります。オンライン実施・集計することで、自治体単位だけでなく学校単位の地域移行の状況が迅速に可視化されます。

学校単位での取り組み状況は、教育委員会に提供し、教職員や学校運営協議会・PTAにも共有することを前提とすることで、教育委員会・管理職・教職員や保護者の改革意識向上にもつながることが期待されます。

実態とかけ離れた状況を回答した学校長は、地方公務員法に定める信用失墜行為に該当し処分の対象となることも周知徹底していく必要もあります。

5.生徒・保護者の相談体制、生徒の権利・利益の保護の仕組みについて

すでに本検討会議において指摘されていることですが、地域スポーツクラブに移行した場合の、生徒や保護者の相談体制（クレーム対応含め）をどのように実現するのかについては、国・地方自治体、競技団体のそれぞれで検討・整備される必要があります。

生徒を暴言暴力などの人権侵害から守るためにも権利・利益の保護の仕組みの整備も必要です。

スポーツ基本法第5条には「スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に果たすべき重要な役割に鑑み、基本理念にのっとり、スポーツを行う者の権利利益の保護、心身の健康の保持増進及び安全の確保に配慮しつつ、スポーツの推進に主体的に取り組むよう努めるものとする」とされており、当面やむを得ず実施される学校での運動部活動もこの規定に準拠しなければならないはずです。

また今国会で審議されるこども家庭庁設置法案では、「こどもの年齢及び発達に応じて、その意見を尊重し、その最善の利益を優先して考慮することを基本」（第1条）としており、こども家庭庁長官が「行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる」（第5条）とされています。

部活動や地域スポーツ活動でも、子供の最善の利益を考慮し、実現することはこれまで大切にされてきたと存じますが、今後はそれが、こども家庭庁やスポーツ庁文部科学省の連携のもとで、いっそう推進されることが求められる状況になります。

また同第7条に定めるこども家庭審議会では「こどもの権利利益の擁護に関する事項」も審議対象となっており、運動部活動や地域スポーツクラブにおける人権侵害が審議対象となる可能性も想定しておかなくてはなりません。

そのような最悪の事態に至らないことが生徒の最善の利益の実現のためにも重要です。部活動や地域スポーツクラブでの活動に関する人権侵害や、トラブル等の相談体制を、国・地方自治体、競技団体のそれぞれで検討し、どのように実現していくかは、指導者と生徒・保護者とのより良い信頼関係のためにも必要です。

社会教育では、これまで学習者の権利・利益保護やクレーム対応への対応の必要性が少なかったかもしれません。しかし、社会教育活動として生徒の放課後活動保障にかかわることは、これまで学校の教職員や教育委員会学校教育課・指導課などが担ってきた、クレーム対応や生徒の権利・利益擁護の課題に、社会教育もまたかかわる必要性を意味します。

とくに地域スポーツクラブ運営に関わる市区町村での、子供の権利・利益の保護やクレ

ーム対応、相談体制の整備をどのように実現していくかは、安全安心な放課後活動の実現のためにも必須と言えるでしょう。

競技団体との連携、スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーなどの専門職の関与や、家庭の状況によっては福祉部局等との連携も必要になることも想定される必要があります。

こうした、運動部活動や地域スポーツ活動における生徒の権利利益擁護の体制整備については、小規模市町村において困難であり都道府県での体制整備を含め検討される必要があります。

私自身は、スポーツや部活動の場を含め子供の権利・利益保護のためには、こども家庭庁が司令塔機能を果たすことが重要でありながらも、スポーツ庁や文部科学省が専門行政を司る省庁として主導性を発揮することが望ましいと考えます。

また、生徒や学校に近く活動の実態を理解する基礎自治体での相談体制、権利・利益の保護や改善の体制を整備することが、生徒が安全安心にスポーツ活動を楽しみ、成長の場ともなる地域スポーツ活動、運動部活動の一層の推進にとって重要であると考えます。

令和4年3月吉日

埼玉県教育委員会 御中

一般社団法人 日本若者協議会 教育政策委員会

「部活動強制加入」撤廃や部活の在り方に関する要望書

日本若者協議会は、「若者の声を政策に反映させる」ために超党派で政策提言・協議を行っているアドボカシー団体です。

学習指導要領によれば部活動は「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」とされており、制度上「参加は任意である」とされています。しかし、実態として少なくない公立中学校・高等学校で部活動が強制されていることが平成29年度のスポーツ庁の調査により明らかになっています（それぞれ約30%、15%）。

平成30年3月にスポーツ庁、12月に文化庁がそれぞれ運動部・文化部の「活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を策定し、部活動への参加を強制しないよう、留意しなければならないことが明記されました。それにも関わらず、現在も少なくない学校で部活動への加入・参加が強制され、生徒の自由を不当に侵害している現状があります。例えば岩手県では2020年度150校の中学校のうち部活動が任意加入である学校は60校のみであるという実態が報道されており、このような自治体は岩手県のみに限らないと考えられます。また、文部科学省の平成29年度調査によると、埼玉県と群馬県は、高校入試において調査書（内申書）に記載のある部活動の実績を特に加点しており、それが部活動の実質的強制加入、加熱化を促す要因の一つになっていると思われます。

以上を踏まえ、日本若者協議会では「部活動強制加入」および「部活動の在り方」に関して、以下の内容を提言します。

記

1. 部活動の現状の再調査と任意加入の徹底

クラブ活動が必修でなくなってから約20年、前述のガイドラインの発出から3年が経過しているにも関わらず、なおも「自主的、自発的な参加」という文言を蔑ろにし、部活動への参加を希望しない多くの生徒の権利を侵害している現状は早急かつ完全に解消されなければならない。従って、まず部活動強制加入の実態を、学校長や教員への聞き取りのみではなく、一部のコースのみ強制されているケースや入部が「暗黙のルール」とされているケースを踏まえ、生徒や卒業生の聞き取りも含めて改めて行って実態を調査した上で、部活動を強制していることが明らかになった場合には然るべき措置を行い、生徒の自由を妥当に認める教育環境を速やかに構築すべきである。

2. 教育課程における部活動の位置づけの周知徹底

部活動が教育課程外であると正しく認識できている現役教員は56%程度しかいないという調査結果（内田良『部活動の社会学』岩波書店、2021）もあることから、改めて部活動が教育課程外であり強制してはならないことを教育委員会や学校に通知するとともに、本件を悪しき前例として教職課程において子どもの権利ならびに子どもが主体的に判断し行動できる教育環境の重要性について教えられるべきである。また「OBOGや保護者からの圧力で部活動を縮小できない」とする意見もあることから、部活動が「生徒の自主的、自発的な参加により行われる」活動であることを改めて社会に広く周知すべきである。

3. 高校入試における調査書の部活動欄の撤廃と過度な加点の撤廃

平成29年度の文部科学省調査によると、埼玉県と群馬県は、高校入試において調査書（内申書）に記載のある部活動の実績を特に加点している。当事者の学生からも、内申書を気にして、部活動をやめられなかったという声が上がっている。高校入試と部活動が強く関連づいていることが、部活動の実質的強制加入、加熱化を促す要因の一つになっていると思われる。こうした現状を改善するため、調査書の部活動欄の撤廃、部活動の加点は他の学校外活動と同様の扱いにすべきである（同様に「退部」も減点対象にしないようにすべき）。また部活動に所属していないことが受験において不利にならないことを生徒ならびに保護者に周知することで、部活動に加入しないという選択肢を安心して取ることができる環境を構築すべきである。

4. 部活動の縮小による真に主体的な学びの時間としての教科外活動の拡充

「学校で放課後や休日に生徒が1年中活動する」現行の部活動は国際的にも異質な存在である。かつては日本企業も従順さや協調性を求め、部活動に熱心な学生が求められる傾向があったが、現代ではトップ企業を中心に変わっている。例えばGoogleやAmazonが、厳しい部活で培った従順さを評価するとはとても思えない。このような、社会のニーズともマッチしなくなっている部活動は縮小し、より社会のニーズにマッチした我が国の未来を担う人材育成に向けて教員だけでなく、生徒も真に主体的な学びの時間としての教科外活動に、時間と労力を割ける教育環境を構築できるように働きかけていくべきである。

以上

令和5年度広島県立高等学校入学者選抜の基本方針

入学者の選抜は、次により各高等学校、課程、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

第1 全日制の課程

1-1 一次選抜（併設型高等学校を除く。）

全ての学科・コースにおいて、次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア 一般学力検査

- (ア) 実施教科は、国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。
- (イ) 実施時間は、各教科それぞれ50分とする。
- (ウ) 配点は、各教科50点満点で、合計250点満点とする。
- (エ) 検査問題は、県教育委員会が作成する。
- (オ) 検査問題は、平成29年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とし、次のような点を配慮して出題する。
 - a 基礎的・基本的な知識及び技能の習得の状況を検査する。
 - b 知識及び技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力及び表現力等を幅広く検査する。
 - c 外国語（英語）については、放送による聞き取り検査も実施する。
- (カ) 高等学校長は、県教育委員会と協議の上、各高等学校、課程、学科等の特色に応じ、一般学力検査問題に替えて、自校が作成した検査問題により学力検査を実施することができる。

イ 調査書

- (ア) 学習の記録の評定及び合計評点
 - a 第1学年及び第2学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
 - b 第3学年の国語、社会、数学、理科、音楽、美術、保健体育、技術・家庭及び外国語については、それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。
 - c 調査書の合計評点は、上記a及びbを合計した225点満点とする。
- (イ) 特記事項については、選抜の資料として活用する。

ウ 自己表現

- (ア) 自己を認識する力、自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために、自己表現カードを活用し、個人ごとの面談形式で実施する。
 - (イ) 自己表現カードの様式は、県教育委員会が作成する。
 - (ウ) 実施時間は、1人当たり10分以内とする。
 - (エ) 配点は、検査官1人当たり15点満点とする。
- なお、高等学校長は、2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ 学校独自検査

(ア) 面接，作文，小論文及び実技検査等

高等学校長は，各高等学校，課程，学科等の特色に応じ，面接，作文，小論文及び実技検査等を実施することができる。

(イ) 自校作成問題による学力検査

高等学校長は，県教育委員会と協議の上，各高等学校，課程，学科等の特色に応じ，県教育委員会が作成する一般学力検査問題に加えて，自校が作成した問題により学力検査を実施することができる。

(2) 合格者の決定

ア 特色枠による選抜

高等学校長は，各高等学校，課程，学科等の特色に応じ，入学定員の 50%以内において，次のとおり，合格者を決定することができる。

(ア) 高等学校長は，一般学力検査，調査書及び自己表現の配点の比重を定め，一般学力検査，調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(イ) 一般学力検査及び調査書について，高等学校長は，各高等学校，課程，学科等の特色に応じ，特定の教科のみを活用することができる。また，特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

イ 一般枠による選抜

一般学力検査，調査書及び自己表現の配点の比重は 6 : 2 : 2 とし，一般学力検査，調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお，一般学力検査について，高等学校長は，各高等学校，課程，学科等の特色に応じ，特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

ウ 特色枠による選抜を実施した学科・コースにあっては，特色枠による選抜により合格者を決定した後，一般枠による選抜により合格者を決定する。

エ 学校独自検査を実施した学科・コースにあっては，その結果を選抜の資料に加えて，総合的に判断して決定する。

1-2 一次選抜（併設型高等学校）

三次高等学校及び広島高等学校において，次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア 学力検査

(ア) 原則として，自校が作成した検査問題により学力検査を実施する。

a 実施教科は，国語，数学及び外国語（英語）の 3 教科とする。

b 実施時間は，高等学校長が決定する。

c 配点は，高等学校長が決定する。

d 検査問題は，県教育委員会と協議の上，高等学校長が作成する。

e 検査問題は，平成 29 年文部科学省告示の中学校学習指導要領に準拠した内容とする。

(イ) 高等学校長は，各高等学校の特色に応じ，社会及び理科の一般学力検査を加えて実施することができる。

イ 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 第1学年及び第2学年の国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭及び外国語については，それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
- b 第3学年の国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭及び外国語については，それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。
- c 調査書の合計評点は，上記a及びbを合計した225点満点とする。

(イ) 特記事項については，選抜の資料として活用する。

ウ 自己表現

(ア) 自己を認識する力，自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために，自己表現カードを活用し，個人ごとの面談形式で実施する。

(イ) 自己表現カードの様式は，県教育委員会が作成する。

(ウ) 実施時間は，1人当たり10分以内とする。

(エ) 配点は，検査官1人当たり15点満点とする。

なお，高等学校長は，2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

エ 学校独自検査

高等学校長は，各高等学校の特色に応じ，面接，作文，小論文及び実技検査等を実施することができる。

(2) 合格者の決定

ア 特色枠による選抜

高等学校長は，各高等学校の特色に応じ，入学定員の50%以内において，次のとおり，合格者を決定することができる。

(ア) 高等学校長は，学力検査，調査書及び自己表現の配点の比重を定め，学力検査，調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

(イ) 学力検査及び調査書について，高等学校長は，各高等学校の特色に応じ，特定の教科のみを活用することができる。また，特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

イ 一般枠による選抜

学力検査，調査書及び自己表現の配点の比重は6：2：2とし，学力検査，調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。

なお，学力検査について，高等学校長は，各高等学校の特色に応じ，特定の教科の配点に比重をかける傾斜配点を実施することができる。

ウ 特色枠による選抜を実施した高等学校にあつては，特色枠による選抜により合格者を決定した後，一般枠による選抜により合格者を決定する。

エ 学校独自検査を実施した高等学校にあつては，その結果を選抜の資料に加えて，総合的に判断して決定する。

2 二次選抜

一次選抜の結果，合格者（入学を辞退した者を除く。）の数が入学定員に満たない場合，次により実施する。

(1) 選抜の方法

ア 調査書

(ア) 学習の記録の評定及び合計評点

- a 第1学年及び第2学年の国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭及び外国語については，それぞれ指導要録に従って5段階で評定する。
- b 第3学年の国語，社会，数学，理科，音楽，美術，保健体育，技術・家庭及び外国語については，それぞれ指導要録に従って5段階で評定した評点を3倍する。
- c 調査書の合計評点は，上記a及びbを合計した225点満点とする。

(イ) 特記事項については，選抜の資料として活用する。

イ 自己表現

- (ア) 自己を認識する力，自分の人生を選択する力及び表現する力をみるために，自己表現カードを活用し，個人ごとの面談形式で実施する。
- (イ) 自己表現カードの様式は，県教育委員会が作成する。
- (ウ) 実施時間は，1人当たり10分以内とする。
- (エ) 配点は，検査官1人当たり15点満点とする。

なお，高等学校長は，2～3人の範囲内で検査官の人数を定める。

ウ 学校独自検査

高等学校長は，各高等学校，課程，学科等の特色に応じ，学力検査以外の面接，作文，小論文及び実技検査等を実施することができる。

(2) 合格者の決定

- ア 高等学校長は，調査書及び自己表現の配点の比重を定め，調査書及び自己表現の結果を総合的に判断して決定する。
- イ 学校独自検査を実施した学科・コースにあつては，その結果を選抜の資料に加えて，総合的に判断して決定する。

3－1 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校を除く。）

高等学校長は，国語，数学及び外国語（英語）の一般学力検査，自己表現，作文及び面接の結果（学校独自検査を実施した場合は，その結果を加える。）並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

3－2 帰国生徒及び外国人生徒等の特別入学に関する選抜（併設型高等学校）

三次高等学校長及び広島高等学校長は，国語，数学及び外国語（英語）の学力検査，自己表現及び面接の結果（学校独自検査を実施した場合は，その結果を加える。）並びに出願書類を総合的に判断して選抜する。

4 連携型中高一貫教育に関する選抜

広島県立高等学校学則に定める連携型中学校から連携型高等学校への入学者選抜については，自己表現の結果（学校独自検査を実施した場合は，その結果を加える。）及び出願書類を総合的に判断して選抜する。

第2 定時制の課程

1 一次選抜

全日制の課程の一次選抜（併設型高等学校を除く。）と同様とする。

ただし、令和5年4月1日現在で満20歳以上の者については、その申請により、一般学力検査に代えて作文及び面接を実施することができる。

2 二次選抜

全日制の課程と同様とする。

第3 通信制の課程

自己表現の結果（学校独自検査を実施した場合は、その結果を加える。）及び出願書類を総合的に判断して選抜する。

第4 秋季入学のための選抜

単位制による課程を置き、二学期制を採用し、かつ単位の修得の認定を学期の区分ごとに行う学校においては、高等学校長は、別に定める定員の範囲内で、秋季入学のための選抜を実施することができる。

秋季入学のための選抜については、自己表現の結果（学校独自検査を実施した場合は、その結果を加える。）及び出願書類を総合的に判断して選抜する。

第5 その他

1 入学者選抜の結果に係る簡易開示については、別に定めるところによる。

2 広島叡智学園高等学校入学者選抜の基本方針は別に定める。

自己表現を行う生徒のみなさんへ

令和4年1月
広島県教育委員会

自己表現について

令和5年度公立高等学校等※入学者選抜（現在の中学2年生が受検する時）から、受検生全員に自身のことを表現する「自己表現」を行います。

この「自己表現」は、「広島県の15歳の生徒に身に付けておいてもらいたい力」である

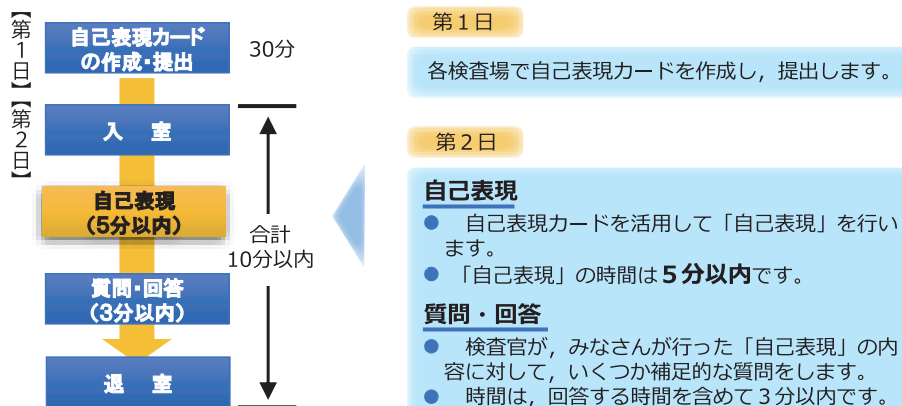
自己を**認識**し、自分の人生を**選択**し、**表現**することができる力

が、みなさんに、どのくらい身に付いているのかをみるために行うものです。

自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や、高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現してください。

※ 特別支援学校（職業コース以外の知的障害を除く）についても、高等学校に準じて「自己表現」を行います。

自己表現の流れ（一次選抜の場合）



自己表現カードについて

- 「自己表現」の内容を自分自身で整理するためのものです。
- 文章が上手く書けていることや、きれいに書けていること、文字数の多さなど、自己表現カード自体が**評価されることはありません**。
- 書く必要がない人は書かなくても構いません。

※ 第1日で作成した自己表現カードは、第2日の「自己表現」の実施前に、本人に写しが返却されます。

自己表現カード

自己表現カード

氏名

① このカードは、自己表現を行う際に活用するためのカードです。
② このカードは、自己表現を行う際に活用するためのカードです。
③ このカードは、自己表現を行う際に活用するためのカードです。

※ 自己表現カードは、自己表現を行う際に活用するためのカードです。
※ 自己表現カードは、自己表現を行う際に活用するためのカードです。
※ 自己表現カードは、自己表現を行う際に活用するためのカードです。

基本的なガイドライン

行っても良いこと

みなさんが、一人で時間内に準備し、実施できることです。ただし、

- **検査場内で実施できない** こと
- **他の受検生に影響がある** こと
- **安全面で問題がある** こと

は、行うことができません。

その場合は、事前に撮影した動画や写真を提示することもできます。

使用可能な物品について

みなさんが、一人で検査場まで持ち運ぶことができるもので、

- **安全面で問題がない** もの
- **管理上問題がない** もの

です。

もちろん何も使わなくても構いません。必要な場合に用意してください。



タブレット等の使用について

タブレット等を持ち込んで、資料や写真を提示しながら「自己表現」を行うこともできます。

また、検査場内では実施できないことを事前に撮影し、検査当日にタブレット等を使用して**動画や写真を提示**することもできます。

※ ただし動画は30秒以内のものに限ります。

中学生のみなさんへ

「自己表現」は、自分自身のことについて、自分で選んだ方法で表現するものです。
また、これまで先生が調査書に記載していた特別活動の記録や、スポーツ・文化・ボランティア活動等の記録などを、みなさんが、**自分自身でアピール**することになっています。
活動の実績そのものを評価する訳ではありませんので、**みなさんの夢や目標を大切にしながら、"自分らしい"中学校生活を送ってください**。

先生や友達に何でも話ことができ、相談できる安全で安心な学校生活の中で、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」を身に付けることができると思います。



教育長の
平川です

自己表現について Q & A

表現内容・方法について

Q1. 「自己表現」では、自分で考えた内容で、自分に合った方法で表現して良いと聞きました。本当ですか？

A1. 本当です。

「自己表現」は、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」が、どのくらい身に付いているのかをみるために実施します。

自分自身のこと（得意なことやこれまで取り組んできたことなど）や高等学校に入学した後の目標などについて、自分で選んだ言葉や方法で表現してください。

Q2. 「自己表現カード」に記入した内容のとおり「自己表現」をしないといけないのですか？

A2. 「自己表現カード」は、みなさんが「自己表現」を行うに当たって、内容やシナリオなど考え方を整理するために活用してもらうためのものです。
よって、必ずしも記入した内容のとおりに行う必要はありません。

Q3. 歌や楽器の演奏をしても良いですか？

A3. 可能です。

ただし、大きな音が出るなど、他の受験生に影響を及ぼす恐れがある場合には、事前に撮影した動画や写真等をタブレット等で提示するなどの工夫をしてみてください。（Q5参照）

Q4. 禁止されていることはありますか？

A4. 検査場内で実施できないこと、他の受験生に影響があることや安全面で問題があることは、その場では実施できません。

その場合は、事前に撮影した動画や写真等をタブレット等で提示するなどの工夫をしてみてください。（Q5参照）

持ち込み・使用可能な物品について

Q5. タブレットなどのICT機器を使用することはできますか？

A5. 可能です。

プレゼンテーションソフトなどを使用して画面を提示しながら実施する場合や、写真等の画像、音声や動画を提示する場合に使用することができます。

ただし、音声や動画は30秒以内のものとしてください。

Q6. 持ち込んではいけないものや使用してはいけないものはありますか？

A6. 一人で手に持って検査場内に持ち込めないもの、管理上問題があるものや安全面に問題があるものは使用できません。

また、黒板、ホワイトボード、コンセントなど検査会場の備品等は原則として使用できません。

安全面に問題があるもの



評価について

Q7. 評価について教えてください。

A7. 「自己表現」では、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」が、どのくらい身に付いているのかを評価します。評価の観点とは、「自己を認識する力」「自分の人生を選択する力」「表現する力」の3つです。それぞれ、

- ・ 自分は何が好きなのか、自分はどのような人間なのかなど、自分自身のことを認識することができている。

- ・ 自分の夢や目標、自分がやりたいことなどについて、自分で考え、選択し、自分の意志で決めることができる。

- ・ 自分自身のことや自分の意見などを、相手に理解してもらえるように、相手や場面に応じて、言葉の使い方や表現の仕方などを工夫しながら伝えることができている。

を評価規準（到達目標）としています。
評価の観点や評価規準は全校共通です。詳しくは、公表している「自己表現評価の在り方」を参考にしてください。

Q8. 人前で話すことが苦手です。「自己表現」で不利にならないですか？

A8. 話すことが苦手なことで直接不利になることはありません。

「自己表現」は、「自己を認識し、自分の人生を選択し、表現することができる力」が、どのくらい身に付いているのかをみるために行うもので、話し方などのテクニックをみるものではありません。

「自己表現」では、自分の好きな歌を歌ったり、楽器の演奏をしたり、自分の作品や賞状などを持ち込むことも可能ですので、言葉や方法を工夫しながら自分自身のことを表現してください。



特別措置について

Q9. 選択性緘黙等で、話すことが難しいのですが、配慮してもらえますか？

A9. 疾病や障害等を理由に特別措置を希望する場合には、事前に入学者選抜に関する特別措置願を提出してください。個々の状況に応じて、合理的配慮を行います。（特別支援学校については、事前の教育相談等で志願先特別支援学校にお知らせください。）

もっと詳しく知りたい時は

Q10. 実施できるか、持ち込みができるか不安です。事前に相談することはできますか？

A10. 実施できるか、持ち込みができるかなど不安なことがある場合には、事前に高等学校を所管する教育委員会や志願先高等学校に問い合わせてください。

また、「自己表現」についてのQ&Aを広島県教育委員会HPにも掲載していますので、参考にしてください。

★最新情報はこちらをチェック

広島県 入学者選抜制度

検索

